

# 仕 様 書

この仕様書は、愛媛県立松山聾学校北教棟北面カーテンウォール漏水修繕業務について規定する。

## 1 業務名

愛媛県立松山聾学校北教棟北面カーテンウォール漏水修繕業務

## 2 業務内容

愛媛県立松山聾学校（以下、「学校」という。）北教棟の北面カーテンウォールから雨水が侵入し、雨漏りしているため修繕する。

※詳細は修繕内訳書及び各種図面のとおり

## 3 業務期間

契約の日から令和7年3月14日まで

※経費の見積りは、修繕内訳書に示す標準修繕期間に基づいて算出すること。

## 4 実施要領

- (1) 受託者は、契約後、修繕内訳書を参考に業務計画（修繕内容、方法、スケジュール等）を作成し、内容に問題がないことを学校へ確認すること。
- (2) 受託者は、更新する機器の調達や人員の確保等を適切に行い、本業務の執行にあたっては、学校と連絡を取り合い、教育活動への影響が最小限となるように細心の注意を払うこと。

## 5 支給品

なし

なお、消耗品、雑材料、工具、その他業務に必要な器材、物品等は受託者で調達すること。

## 6 一般事項

- (1) 業務は、必要に応じ学校の立会を受けて実施すること。
- (2) 業務の実施については、学校の業務に支障のないよう事前に学校と協議するものとする。
- (3) 業務が計画期間内に完了しないときは、学校の承諾を得て期間を延長するものとする。
- (4) 業務の実施において発生する廃棄物は、関係法令を遵守して適切に処理を行い、マニフェストの写しを提出すること。
- (5) 修繕の状況について、工程ごとに写真を撮影し、工程名、撮影箇所等を記入し、表紙に業務名、履行期間を記入し完了報告書と共に提出すること。
- (6) 本仕様書の内容に疑義が生じたときは、学校と協議のうえ実施する。

## 7 保証

業務完了後、この業務に起因する不具合が生じた場合は、受託者は速やかに無償修復を行うこと。

## 8 特記事項

この仕様書に記載されていない事項であっても、軽易な作業で施設の管理保全及び事故防止上、学校が必要と認めた作業は、契約金の範囲内においてこれを実施するものとする。